

第 155 回 新潟市農業振興地域整備審議会議事録

令和 5 年 8 月 3 日(木) 午前 10 時より

- 司 会： 定刻になりましたので、始めさせていただきます。
- ただ今より第 155 回新潟市農業振興地域整備審議会を開催いたします。本日、司会を務めます農林政策課課長補佐の松川と申します。よろしくお願いいたします。
- 本審議会は公開することとされていることから、報道機関と一般の傍聴が可能となっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
- また、終了予定時刻は正午を予定しております。本日は案件が多いため、時間どおり終了できるよう、円滑な会議運営にご協力をお願いいたします。
- 次に委員の出席状況をご報告いたします。
- 今日は佐々木委員がまだお見えになられておりませんが、現時点で委員 14 名のうち、出席委員が 11 名で過半数を超え、審議会規則第 5 条第 2 項により会議が成立していますことを報告いたします。
- また、事前に五十嵐委員・遠藤委員からは本日欠席のご報告をいただいております。
- 続きまして資料の確認をさせていただきます。資料は事前に配付したものと本日、机上のほうに配付している資料となります。資料 1 から資料 9 までは事前送付資料となっております。そのうち資料 2-2 につきましては今日、机上配付のうちの 1 つとして新旧対照表が机上に置いてございますので、そちらについては差し替えをお願いいたします。
- 改めまして資料 1 につきましては、「新潟市農業振興地域整備審議会の委員名簿」。資料 2-1 は「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」。資料 2-2 はその新旧対照表でございます。資料 3-1、「新潟市農業構想の進行管理について」。続きまして資料 3-2、「新潟市農業構想目標の達成状況と評価」。資料 3-3、「農業構想における目標」。資料 4、資料 5、資料 6 につきましては、北区・江南区・南区、それぞれの農用地利用計画等の変更についての資料になります。資料 7、「市街化調整区域における農畜産物直売所の認定について」。資料 8、「新潟市農畜産物直売所設置基準の緩和について」。最後に資料 9、「令和 4 年度市街化調整区域における新潟市農家レストラン設置について」。以上が事前配付の資料でございます。
- 続きまして本日配付いたしました資料としましては座席表

と、次にこちら「農村集落實態調査の結果報告」。

そして、「新潟市農村集落實態調査の結果をどう読み解くか」ということで、3種類のを今日、机上配付しております。事前配付資料を含めまして、不足資料などがございましたら、事務局のほうよりお配りいたしたいと思いますがいかがでございますでしょうか。ありがとうございます。

次に委員の交代がありましたのでご報告申し上げます。まず資料1をご覧ください。新潟市農業振興地域整備審議会委員名簿です。令和5年3月25日付け、日本政策金融公庫の若山委員の人事異動に伴いまして後任の同じく、株式会社日本政策金融公庫新潟支店、農林水産事業統轄の渡辺哲史さまに新たに委員を委嘱させていただきました。そこで渡辺さまより一言お願いしたいと思います。

渡辺委員： 皆さまおはようございます。日本政策金融公庫の渡辺です。ぜひよろしく願いいたします。

司 会： ありがとうございます。また、令和5年6月24日付け新潟かがやき農業協同組合の高橋委員の退任に伴いまして、後任の同じく、新潟かがやき農業組合経営管理委員会副会長、遠藤一雄さまに新たに委員を委嘱させていただきました。

なお、遠藤さまについては、本日はご欠席ということでございます。任期につきましては他の委員の皆さまとともに令和6年3月31日となります。

次に裏面をご覧ください。小委員会委員名簿となります。前委員の若山委員が小委員会の委員、同じく前委員の高橋委員が小委員会の会長代行であったため、新委員である渡辺委員に小委員会の委員を、遠藤委員に小委員会の会長代行を残りの期間についてお願いしたいと思います。なお、このことにつきましては、小委員会の委員は吉川会長が、小委員会の会長代行は小委員会会長である杉本委員がそれぞれ指名することになっておりますので、あらかじめ、お二方からご指名をいただいていることを申し添えます。

それでは次第に沿って進めてまいります。開会にあたりまして、農林水産部長の三阪よりごあいさつ申し上げます。

農林水産部長： 皆さまおはようございます。新潟市農林水産部三阪でございます。委員の皆さまにはご多用のところ本審議会にご出席をたまわりありがとうございます。

また、日頃より、本市の農業行政の推進について多大なご理解とご協力をたまわり、厚く御礼を申し上げます。

さて、農業行政、昨年1年間、農業構想の議論をご審議いただきましたが、そのあたり、明らかになりましたのは高齢化と担い手の不足。それに付随してさまざまな問題が、というところがあったかと思えます。

また、昨年1年間からずっと続いています物価高騰、特に燃料・資源高騰というところが続いており、なかなか農業行政というものは厳しい状況が続いている、ダブルパンチの状況なのかと思っております。

その中で新規就農者、担い手の確保、いうところでは、本年度予算につきまして大幅に本市の施策のほうを拡充させて取り組みを進めているところでございます。また、物価高騰対策については昨年度からも、引き続きやっております、それに伴って肥料や電気代高騰対策というところを行っております。また昨今、食料安保の議論が国全体で盛んになっている中、国のほうでも新たに食料農業農村基本法の見直しというところで、平時からの食料安保と適正な価格形成というところを打ち出しております。そちらのほうの打ち出しの結果がどのようなかたちになるのかというところを注視しつつ、引き続き農業行政の情勢、また物価高騰の状況を見ながら適切な対策というものを皆さまとアドバイスをいただきながらやっていきたいと思っております。

なお、最後になりますが、昨年ご審議いただきました農業構想につきましては、この4月、新年度になりまして、各種会合の場で、昨年度も青山委員から、きちんとせっかく作った構想を、広く周知するようということでしたので、各種会合の場において「こういったものを作りました」・「こういうふうにございます」というところを、周知、活用させていただいてますと、お伝えさせていただけたらと思います。

簡単ではございますが私からのあいさつは以上でございます。本日はよろしくお願いたします。

司 会： それでは吉川会長から議事進行をお願いいたします。よろしくお願いたします。

吉川会長： 会長の吉川でございます。本日はよろしくお願いたします。それでは本日の議事に入ります。まず、議事録署名委員に関して会長が指名することとなっております。

今回は藤原委員と堀委員の2人をお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。それではよろしくお願いたします。藤原委員と堀委員はよろしくお願いたします。

それでは次第に沿って議事を進行していきたいと思っております。円滑な進行に努めてまいりますのでご協力のほど、よろしくお願いたします。

初めに審議事項、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、事務局からお願いたします。

農林政策課長： 農林政策課佐藤です。よろしくお願いたします。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてということで、市の市民意見提出手続条例に基づきまして、パブリック

クコメントに準ずる手続きとして審議いただきたくご説明させていただきます。

資料は配付させいでいただいております 2-1、「変更の内容について」という、A4、1枚のものと、本日、机上で差し替えをさせていただきますとさせていただきます資料 2-2、変更案の新旧対照表を用いてご説明いたします。なお、資料 2-2 につきましては、表の右側が現行の構想、左側が変更案となっております。変更箇所につきましては、赤字とアンダーラインでマーキングをしております。変更を行わない項目につきましては記載のほう省略させていただきますとさせていただきます。

初めに資料 2-1 の 1、基本構想の内容および、2 の変更の理由についてです。この基本構想の変更につきましては、農地の集積・集約化を進めるため、令和 5 年 4 月 1 日に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行されたことによるものであります。この法改正では、市と農業者、農業関係者との話し合いを通じて、地域で 10 年後に目指す地域農業の将来像ですとか、地域の農地利用を示す地域計画を策定することですとか、農地中間管理事業に、農用地等利用促進計画という新たな賃貸借の仕組みを設けたことなどがあります。この法改正に伴いまして、資料 2 に記載しております国の基本要綱の改正および、県の基本方針の変更があったことから今回、その内容を踏まえて市の基本構想の変更を行うものです。

次に下の 3 の変更の概要です。主な変更点につきましては記載の(1)から(5)までになります。

(1)からご説明させていただきます。(1)につきましては基本構想の第 2、「効率的かつ安定的な農業経営の指標について」です。県の基本方針の指標に準じて変更を行っております。資料 2-2 を横に置いてご覧いただきたいと思っております。新旧対照表の 5 ページをご覧下さい。5 ページ左側、中段になります。第 2、農業経営の規模うんぬんというところになりますが、ここに赤字で記載の 1、農業経営の指標とその下、2 の経営管理の方法、農業従事の様態等に関する指標の 2 項目による記載に変更となっております。そちらの 1 の農業経営の指標、いわゆる営農類型の記載内容については変更はありません。2 の経営管理の方法、農業従事の様態等に関する指標の記載を県の基本方針に準じて追加しているかたちです。この 2 の区分・表がございすけども、こちらの区分・経営管理の方法につきましては農業経営改善計画の作成と実践、また、家計と事業会計の分離やパソコン等を活用した法人経営や経営管理や法人化など。また下の区分、農業従事の様態につきましては、家族経営協定の締結による就業環境の整備ですとか、地域労働力の活用などを指標として掲載しております。

資料 2-1 をご覧いただきたいと思います。3 の(2)です。第 3、「農業を担う者の確保及び育成を図るための事項」についてです。

資料 2-2 です。こちらの 6 ページ・7 ページが当該地域課題になります。こちらにつきましては、新たに項目を追加したもので、記載内容は 1、農業を担う者の確保および育成の考え方、そして本市農業の持続的な発展のため、多様な経営体を幅広く確保・育成する必要性とそのための支援について記載しております。

次に変更前の第 4 の 3、ちょうど右側の中段になりますが、農業従事者の養成および確保の促進に関する事項、および、この右表の下にあります第 4 の 4、新たに農業経営の一端を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項、こちらを左側の 2 および 3 に移動しております。

続いて資料 2-1 の 3 の(3)をご覧ください。第 4 の 2 の(1)、効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地等の利用に占める面積シェアの目標の目標年次についてです。

また、資料 2-2 の新旧対照表の 8 ページをご覧ください。8 ページの中段が当該箇所になります。資料 2-2 の 8 ページの中段、2 の農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョンというところの(2)になります。こちらにつきましては、先ほど、部長のごあいさつのとおり、新潟市農業構想を令和 5 年 4 月に改訂しております。この農業構想の中におきまして、集積の目標年次を令和 4 年度から令和 12 年度までとしたことに伴い、こちらの目標年次につきましても令和 12 年度にという変更をしております。なお、面積の、耕地面積の集積目標、面積シェアの 85 パーセントにつきましては変更はございません。

また、資料 2-1 の 3 の(4)をご覧ください。第 5、農業経営基盤強化促進事業に関する事項についてです。こちらの資料 2-2 の 8 ページの下段に第 5 ということで赤字・アンダーラインで記載している項になります。

ここから 15 ページまでが当該箇所になります。内容につきましては 9 ページの地域計画推進事業に関する事項および、13 ページの 4、農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋の促進、その他、委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等の項目を追加しております。

9 ページです。1 の、地域計画推進事業に関する事項につきましては、農業の将来のあり方を議論するための協議の場の設置方法・開催時期・参加者等について。また、地域計画の区域の基準ですとか、農業上の利用が行われる農用地等の区域の判断基準等について記載をしております。

13 ページをご覧ください。13 ページ左側、上のほうになります。

4ということで、農業協同組合等が行う、うんぬんと書いておりますが、こちらには地域計画の実現にあたって担い手が受けきれない農用地を適切に管理し、将来に引き継ぐための取り組みとして農作業の受委託を促進するための環境整備について記載しているものです。

最後になります。資料2-1、3の(5)ですが、その他法律の改正等に基づく文言修正を全体を通して行っております。「人・農地プラン」という集積を進めるためのプランを実施してきておりますけれども、こちらのほう、法に位置付けて、地域計画というものになったことなどに伴う文言修正を行っております。

説明につきまして以上になります。

吉川会長： ありがとうございます。ただ今の説明について質問はありますでしょうか。

杉本委員： 2-2のほうですね、13ページの4番、農業協同組合が行う、農作業の委託の斡旋、このことについてもうちょっとくわしく教えていただきたいので。

農林政策課長： こちらのほうにつきましては、まさに記載しておるところもあるのですが、基本的には担い手への集積を進めていくというものを地域の話し合いに基づく地域計画の中でやって、進めていくところがございます。地域、状況によっては担い手が少ないというようなところにつきましては、その地域農業の重要な団体である農業協同組合のほうにその受委託情報等を集約して担い手のほうに維持管理等を中心として農地の保全を図っていくという仕組みをもうけるかたちとなっております。

杉本委員： もちろん農協も、もう承知済みですね。

農林政策課長： はい。以前から農用地利用促進事業というものを農業協同組合さん等で実施しているところがありますので、そういった役割を担っているというところについては農協さんもご承知と。

杉本委員： はい、分かりました。ありがとうございます。

吉川会長： よろしいでしょうか。そのほかご質問ございますようでしたら挙手のほうお願いいたします。よろしいでしょうか。では、もうご質問もないようですので本日の審議事項は以上となります。

続きまして報告事項に移ります。報告事項①、新潟市農業構想の目標達成状況について事務局からお願いします。

農林政策課長： 引き続き説明させていただきます。昨年度、農業構想の策定部会にて、審議、協議いただいて、今年度から先ほどのとおり新たな農業構想がスタートしております。

今回の報告につきましては、旧の農業構想、平成27年度から昨年度、令和4年度までの計画期間の最終年度となる令和4年度の目標の達成状況についてご説明させていただくものでござい

ます。資料につきましては事前にお配りいたしました資料の資料 3-1、「農業構想の進行管理について」というところで目標の達成状況を一覧にしたものでございます。

もう 1 つ、資料 3-2 です。「目標の達成状況の評価」ということで、A3 の裏表で 4 ページのものであります。

本日は資料 3-2 のほうに基づきまして 13 の指標の進捗状況をご説明いたします。資料 3-2、新潟市農業構想目標の達成状況の評価につきましては、指標ごとに 13 個の表に分類して記載しております。それぞれの表の上段には指標名が記載しております。①ですと水稻作付面積というようなかたちです。2 段目の最初に平成 25 年度当時の数値がありまして、右から、その行の右から 2 つ目が本日報告させていただきます令和 4 年度の実績値となっております。いちばん右の欄につきましては、将来目標ということで、最終年度の令和 4 年度における目標数値が記載しております。その下、3 段目につきましては、「目標を達成するための主な事業」を記載しております。その下、評価につきましては、令和 4 年度実績に関する評価を記載しております。いちばん最後の段になりますけれども、こちらのほうは今後、施策の方向性について記載しております。

それでは最初に指標の 1、水稻作付面積からご説明させていただきます。本市の農業の特徴につきましては、日本一の水田面積と水稻であります。その特徴を生かしたお米づくりを進めているところでございますが、主食用米の消費の減少ですとか、米価の下落。他産地の品質向上等により産地間競争が激化してきているところです。水田農業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。多様な米作りによる、水稻作付面積の維持、所得の確保を本市の農業の活性化の指標としております。

令和 4 年度のデータにつきましては 24,999 ヘクタールというところで、引き続き、加工用米ですとか米粉用米等への支援や、園芸産地の大規模化、麦・大豆の生産拡大など、生産につながる各種施策の実施より、水稻作付面積の維持・確保を進めていきます。続いて下の表、指標 2、うるち米一等米比率です。水稻作付面積にならびまして、産地間競争の中でも選んでもらえる高品質な米づくりを推進することを目標とし、うるち米の一等米比率を指標として掲げております。

米の品質は前年産よりも若干減少してきており、目標は達成はできませんでしたが、今後は悪天候の影響を極力低減できるよう、スマート農業を活用するなど、適切な栽培管理の徹底を進めていきます。

次にその下の表になります。指標 3、学校給食における地場農産物の利用割合です。本市では、農協等の協力のもと、学校

給食における地場農産物のコーディネートを行い、地場農産物の利用割合の向上に取り組んでおります。左側の利用割合は、目標の30パーセントに達しませんでした。今後も、学校給食の関係者等と連携し、さらなる地場農産物の利用向上と、地場農産物を活用した子どもたちへの食育の推進に努めていきたいと考えております。

その下の表になります。1枚目のいちばん下ですが、指標の13、新たな園芸産地の形成です。農業を取り巻く環境変化で米の需要が減少する中、米の中心の生産体制から、高収益な園芸作物と複合経営に転換し、儲かる農業を実現するため、競争力のある新たな園芸産地の育成を進めております。令和4年度につきましては、すいかやメロンの大規模ハウス団地や、枝豆産地の機械整備を支援し、一部の大規模産地の形成を進めました。平成30年度の事業開始から、累計で16産地で、新たな園芸産地の形成を進めていることができております。

今後も生産者団体等と連携し、新たな産地の形成を進め、複合営農を推進していきます。

続きまして裏面2ページ目をご覧ください。いちばん上の表です。指標の4、認定農業者等への農地集積率です。コロナ禍の影響により、地域の農地の集積・集約化に向けた話し合いの機会が減少したものの、市の単独補助事業の活用などにより、認定農業者等への農地集積を進めることができました。引き続き、関係機関と連携し、農地の集積のみならず、農地の集約化を進めていきます。

次にその下の表、新規就農者数です。国や県の支援事業や、市の単独の補助事業等の活用により、79人の新規就農者を確保することができました。引き続き、市の新規就農者の確保・育成に向けた体制整備とともに県関係機関との連携を図り、新規就農者の確保・育成に努めてまいります。

次にその下の3つ目になります。指標の6、市管理農業用排水機場の長寿命化対策工事の実施数です。本市が所有し、管理している農業用排水機場は市内10か所ございます。令和4年度までに、累計で9基以上の長寿命化対策工事を進めることができました。今後も老朽化が進行する農業用排水機場の長寿命化対策を計画的に進めてまいります。

次にいちばん下の表、指標7、ほ場整備率です。農業生産コストの低減と、担い手への農地の利用集積を図るため、ほ場整備を推進しているところです。ほ場整備率は構想策定時から4ポイント上乗せすることができましたが、目標の達成にはいたらず、さらに促進する必要があると考えております。地元負担を必要としない事業制度の活用など、地域の多様なニーズに沿ったきめ細やかな対応を努めることで、ほ場整備を進めていき

たいと考えております。

次に3ページ目をご覧ください。いちばん上の表、指標8、多面的機能支払の取り組み率です。令和4年度は116の組織が27,342ヘクタールの面積で農地維持活動等に取り組み、構想策定時から25.8ポイントの上昇をしました。市内の取り組み地区、また面積が拡大したことから、近年、伸び率は鈍化傾向にあります。今後も取り組み未実施地区に対し、農業・農村の有する多面的機能が適切に維持・発揮されるよう事業制度の普及・啓発を図るとともに、活動組織の広域化を推進し、取り組み面積の拡大に努めてまいります。

次に、次の表、指標の9、主食用水稲作付面積に占める化学合成農薬・化学合成肥料を5割以上削減した栽培面積の割合です。安全で安心な高品質な米作りと環境負荷を低減した持続可能な水田農業を推進するため、指標として設定しております。平成30年産の米の受給調整に関する制度、こちらが大幅な変更がありました。こちらのほうが影響が大きく5割減農薬・減化学肥料農産物の作付面積は減少傾向にあるところでありますが、近年の脱炭素社会の実現やSDGsの流れも踏まえ、引き続き各種施策を実施し、拡大に努めてまいりたいと考えていきます。

次に3つ目の表、指標10、田んぼダムの面積です。田んぼダムの取り組み面積は雨水を一時的に水田に貯留させ、時間をかけて流すことで排水能力の軽減を図り、農地や市街地の浸水被害の軽減を図ることを目的としております。今後も流域治水の重要な施策の1つとして田んぼダムの取り組みを、農業者の協力のもと、進めていきたいと考えます。

次にいちばん下の表になります。指標11、農業サポーターの活動人数です。農業サポーターとは、都市住民の農業への理解と関心を高めることを目的に、農業に関心のある市民の方を農業サポーターとして登録し、ボランティアで農作業を手伝ってもらうものです。令和4年度は前年比で延べ日数、サポーターの登録者数ともに増加しております。今後も農業者とサポーターとの自主的運営を進めるとともに、農業サポーターの継続的な活動を支援し、都市住民の農業理解を進めていきたいと考えてます。

最後、4枚目、裏面をご覧ください。最後に指標の12、教育ファームの取り組み小学校割合です。子どもたちの生きる力と郷土への愛着をはぐくむため、教育委員会と連携して作成した「アグリ・スタディ・プログラム」を推進し、令和4年度もアグリパークなどを中心に市内すべての小学校で農業体験学習を実施することができました。今後はこのアグリ・スタディ・プログラムにSDGsの観点を取り入れるとともに、対象を大学生ま

で拡大した、新たな学習の実施を進めてまいりたいと考えております。旧農業構想の目標の達成状況につきましては以上になります。

最後に資料3-3をご覧ください。昨年度議論していただき、今年度からスタートした、新農業構想における目標の一覧を付しております。今年度から旧農業構想の達成状況を踏まえ、新たな目標の達成に向けて取り組んでまいりたいと思います。また、新たな農業構想につきましては、先ほど三阪部長のほうからもあいさつの中でもふれさせていただきましたが、農業関係者のみならず、広く市民の方にこの構想を通し知っていただくため、ホームページ、各種広報媒体による周知を行っているところです。また併せて、各会合の際には概要版等を用いて、4月以降、のべ300人あまりに説明するなど、本市の目指す農業の将来像の共有に努めているところでございます。引き続き構想の実現に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

吉川会長： ただ今の説明についてご質問ございますでしょうか。どうぞ。堀委員から。

堀委員： 指標3の学校給食における地場産農産物の利用割合のところについて質問なのですが、食材数ベースから金額ベースに変更したことによってどういうところが見えやすくなるのか、ここに肉とか入っていないと思うのですが、例えば肉とかだったら、金額の高いものが変わると影響が大きくなるかあると思うのですが、どういう意味が、なにか評価したりとか、金額ベースというものに何かあるのか知りたかったのと、あと、学校給食とは金額面もあって、予算面も影響すると思うのですが、にんじん・玉ねぎ・じゃがいもとか1年中ずっと使うと思うのですね。新潟県で作れる野菜は、冬場は季節によって結構違いがあって同じものをずっと提供するというのは無理だと思います。にんじんとかじゃがいもはもつけど、保管庫、大きな倉庫とか、涼しいところじゃないともたなかったりするのです、ずっと新潟県産を提供するというのは野菜に関しては無理だと思うのですね。地場産農産物を使って利用割合を増やすというのは、これは私の考えですけど、旬というのがすごく重要かなと思っていて、今、作られているものを利用していくとかたちになると割合が高くなるのでないかなと思ってます。そこらへんに関して何か取り組みとか、市の方針のようなものがあったら教えていただきたいです。以上です。

食と花の推進課長： 食と花の推進課でございます。今ほどの食材ベース・金額ベースの話ですけども、国のほうが割と金額ベースのほうが、実際の使っているコストの面からも割合が多いのですが、そのほうが公平にというか、食材ベースですとどうしても金額の

差が出る関係もあつたりとかして、全国統計の調査のしかたを、国のほうを変えたということに合わせて、こちらのほうも金額ベースというところで整理していったほうが、全国比較できるといったことで、合わせた経緯がございます。その全国調査も、毎月やっているわけではなく、6月と11月という、年2回ほどやっております、特に、新潟の地産地消の部分で弱いのが、6月・11月ですね、ちょうど果物とかがありそうでなかったりとかいうことで、果物関係の比率が非常に低く出て、例えばスイカが出ているような時期とかであれば良かったりするのですが、そういった調査する時期もあって、必ずしも比率だけを、今、委員さんが言って下さったように、あまり着目し過ぎても、やはり、現場とも話しているところなのですが、難しいところありますよねという話はしているところです。ですので、新しい構想の中では少なくとも、県の平均値並みには頑張っただけで追いついていこう、金額ベースということなのですが、なおかつ全品目ですね、米とかも含めて。全品目でやったほうが広くとらえられるかなというふうに思っています。それから、委員さんのほうからお話あったように、率だけではなくて、私たち、食育というテーマで気にしている部署なのですが、やはり今、そもそも給食、食べ残しとか、普段の食生活の欠食とか、そういったそもそもの問題もありまして、地場産の普及とか、お知らせも併せて、普段の食生活の、改善、朝ご飯とか、そういったものを併せてPRをして、なんとか底上げをしていきたいなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

堀委員： ありがとうございます。

吉川会長： ちなみに全国の平均からすると30パーセントというのは低いほうなのですかね。目標値として。

食と花の推進課長： 今、全国の数字は手元にないので分からないのですが、必ずしもいいという数値ではなかったと思います。

吉川会長： 農業を標榜している新潟市としてはやはりここらへん高めていきたい気はするのです。続きまして小柳委員。

小柳委員： 新規就農者に関してちょっとお伺いしたいのですが、またも高齢化で離農される農家が多い中、また、この機械が壊れたからやめよう、今度この機械が壊れてからやめようとかというような農家の人もけっこうあちこちで見えています。そんな中、新規就農の方が、では、持ち合おうかと言って手を挙げてくれる方もおられるのですが、年齢がかなり行っていて、いわゆる県とか市とかから支援が受けられない。先ほどお話ししたように、例えばトラクターが壊れたから離農しよう。では、新たに若い人がトラクターを入れなければだめだ、だめなのに、それに対しての支援が受けられない。そうすると、なかなかやはり

後継ぎと、就農する方を探すのが難しい。

私のところ、去年、おとしに、私も離農したのですが、その時にまったく農業経験のない方が、私がやりましょう、ということでもかかってもらうことにしたのですが、いかんせん、年齢が40才を超えていたものですから、一切の支援が受けられない。この時代、若い方が就農してくれれば非常にうれしいことなのですが、なかなか場合によってはやはり40才なり50才なりの人が、農業やりたい・やってみたいというようなところが見受けられる中で、年齢制限で支援が受けられない。非常に残念でしょうがない。だから私の場合は、私のところでひととおり設備は全部整っていましたので、行政のほうからの支援がまったく受けられないことで、とりあえずは私の設備を使わせているというなかたちでやっているのですが、これはちょっと特殊な例かもしれませんが、ほかの人たちの話を聞くとなかなかやはり若い人が今、出てくるというのがちょっと難しいので、そのへんもまた、条件等々ゆるめられることであればやはり50才でも気軽に農業ができますよとかというような制度に変えていただければありがたいと思っております。

それともう1点なのですが、田んぼダムの話がありました。が、私、新潟市の西地区、西川、黒埼・坂井輪に近いところ、ご存じのように黒埼にいたっては海拔マイナスの1メートル50というような、海よりも1メートルも1メートル50も低いところで皆さんご存知のように、くろさき茶豆という非常にテレビなどでも有名な産地になっておるのですが、昨今、ゲリラ豪雨というような集中した豪雨がありますと、かなりの被害が出ています。黒埼・坂井輪にいたっては農村部から出てくる水ばかり排水させるのでなくて、都市部からも住宅地域・商用地域からの水のほうが一気に出てくるものですから、そうすると、あのへんの排水は全部西川に汲み上げているような状況の中でどちらを優先するのだというと、どうしてもやはり住宅だとか、都市部の排水を優先をするようなかたちになります。そうすると、ここ何年かは皆さんからいろいろなお話の中で、高収益作物を作りなさい。そうでないと農業収入上がりませんよ。というようなお話をずいぶんとされているのですが、百歩譲って水稲であれば多少は水うえに浸かってもなんとかなるのですが、高収益作物と言う作物があります。1分・2分でも水にもぐってしまうと商品価値がない、もう、深くはもぐれないということなので、それを踏まえた中で例えば、ここの排水路の、排水路系列の、都市部の近くだけで田んぼダムをやるのではなくて、その末端のところでもやはり田んぼダムをもうちょっと推進をして、田んぼから排水路に流れ込んでくる水を時間差をつけてやれるように、もうちょっと田んぼダムの事業というものを広

範囲に広げて推進をしていただければありがたいなと思っていますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

吉川会長： お願ひします。

農林政策課長： 私のほうから、新規就農の關係について説明します。まずは、水稻の關係ですと、今、小柳委員がおっしゃったとおり、なかなか新規就農者に引き継ぐのが資本・装備の問題もあつて難しいという中で、小柳委員のほうでそういった事例があるということもお聞かせいただひて、後日勉強させていたひきたいと思ひます。

制度のほうなのですけど、最近ですと「定年帰農」ということで60過ぎてからもたれる方もいて、親御さんのところの跡を継ぐなんというよな事例もあつて、そういったところも事業を使えないのかという声もいただひているところですよ。今ある制度ですと、国のほうですと45才未満の新規就農の方は支援できるよなかたちになっておりましたが、ちょっと要件を緩和して、国のほうでは49才まで支援できるよな、年齢幅を拡大しています。なので、今、先ほど教えていたひたかたちですと、そういったかたちのところもあつたというところもござひます。そういった国の制度が運用されています。

先ほど、部長からのあいさつでもさせていたひきました、新規就農者への支援を新潟市のほうで独自でちょっと拡大したところがありまして、私どもは定年帰農等も考慮して、60才までは新規就農の市の事業を活用することができるかたちで整理させていたひておひます。私ども、皆さま方に情報、お届げできるようにしていきたくと思ひますし、ご相談いただひければなと思ひます。

一方、そういった新規就農の支援というものが1つありますが、基本のその農業経営を拡大していきたくとかにつきましては年齢制限等設けずに、こういう農業の経営を改善したいとか、こういう拡大をしていきたくという部分について、支援できるよな制度を県・市でも設けておひますので、こういったものが必要なかなというものがござひましたらぜひ相談していただひければなと思ひておひます。

農村整備・水産振興課長： 農村整備・水産振興課です。田んぼダムはここに表記されたとおり、令和4年にむけて、着実に増えてはいたのですけれども、このところちょっと伸び悩んでいるというところもござひます。

今ほど言われまして、高収益作物の作付けというところですよけれども、田んぼダムだけではなかなか高収入作物を守れるというところではないのかなと思ひておひまして、やはり特に横江排水路でしたでしょうかね、下水道ポンプのほうも、排水路の機能に問題があるということも理解しているところで、われわれ

れも協議をしているところでございます。

今後は流域治水という視点で、その防災とかの視点も入れてですね、田んぼダムの普及を進めていきたいと、考えているところでございます。

吉川会長： よろしいでしょうか。

小柳委員： ありがとうございます。

吉川会長： 田んぼダムについては、私も黒鳥で以前、取り組みを進めようと思って頑張っていたところがあったのですが、それはまさに自分たちの田んぼで、自分たちの豆を守るところが、一番インセンティブとして大きいから、いいかなと思ったのですが、いかんせんそこだけでは難しいのですよね。特に西蒲原の場合は100年確率の豪雨があった時に50パーセントの農地を守ることができるのです。もし仮にすべての水田で田んぼダムを実施すれば、これ、私のシミュレーションでそういうものが、明らかになっているのですが、黒鳥で難しいのは基盤整備がされていないからなのです。それは、やはりあぜがですね、もう、ちょっと雨が降るとぐずぐずで、崩れてしまって、一帯がもう湖のようになってしまう。横江幹線排水路で考えるとですね、もっと上流側でやることによってくろさき茶豆の産地がある地区というのはかなり守られます。ですから、これはですね、やはり、全域でやるという、流域全体でやるということがすごく重要で、特に上流側の取り組みというのが、下流側、特に黒鳥であるとか、黒埼であるとか、あそこらへんの効果というものが見込めるわけですよ。やはり私、全国的に今、取り組み進めていますけれども、宇都宮市あるいは秋田県大仙市、そして新潟県で言えば見附市ですね。非常に積極的な田んぼダムの取り組みは進んでいるのですけれども、やはり基礎自治体である市がですね、本気で普及をしているというところですね。加えて、市の財源を使いながらですね、そんなに大きくないですけども、例えば施設あたりいくらの、これは委託費と言っているのですけども、委託費を出しながら取り組みを進めているというものがありますので、新潟市はやはり政令市ということもあってものすごく大きいのでなかなかこう、機動性高くですね、動けないところがあるというのは理解するのですけれども、やはり農業が主体である市としまして、もう少しこう、本気でやっていただくと、取り組みが良くなって変わってくるのかと思います。

小柳委員： 特に今おっしゃられた黒鳥は、マイナス1.5メートルぐらいのところなのでね、そのメインになる排水路というのが横江排水路という排水路なので、その排水路は直接信濃川に出るとか、直接海に出るとかではなくて、西川に小新排水機場から排水をしているものですから小新排水機場の周辺は皆さんご存知

のとおり、まったくの住宅地帯です。住宅地帯というのは農地と違って、今、雨が降ると、今すぐ川に水が出てくるのですね。それで大量に西川水系に排水が、小針・坂井輪の、いわゆる、西川の西側の海側の地帯の排水も、全部西川に出てくるものですから、西川の許容量が決まっています、排水制限をかけられますね。

住宅地帯を優先しますので、農業排水路はいきなり排水制限かけられますと、先ほどお話ししたように、高収益作物も、まったく水に弱いので、今、会長さんがおっしゃられるようにその周辺だけではなくて、例えば横江排水路であれば、末端の上流部のところから出てくるものを時間差で止められることができないのかと、なんとなく考えていますので、行政の指導などは冠水をしても24時間以内に排水ができればいいですよといっているのですが、何度もお話するように、高収益作物は24時間では、もうお話にならないので、そういう部分でもやはり、これからは農業ワンパターンの米だけではなかなか難しいのではないかという中でいろいろな取り組みをやっていかなければだめなのか、排水だということも非常に大きな部分だと思うけど、その点もまたご配慮いただいた中でよろしくお願ひしたいと思ひます。

吉川会長： 私が話すと長くなりますけど、また個別にゆっくりとその点、議論できればと思ひます。

そのほか、この指標について、目標と達成状況についてご質問ございますでしょうか。どうぞ。齋藤委員。

齋藤委員： 齋藤です。農業サポーター制度のことでお聞きします。農業サポーターの活動日数が増加して、サポーター数も増加しているということですが、受け入れ農家数が減少しているのですけれども、どのような理由で減ったのか教えて下さい。

食と花の推進課長： ありがとうございます。食と花の推進課でございます。サポーター制度、けっこう前からやっているところなのですが、従来の農家さんとの連絡の取り方が、電話かfaxというのを基本にしているものが多くて、それを長年ずっと続けたのですけれども、そうするとその、今の時代ですので、せめてメールでやり取りできるような形にもって行かないと、サポーターさんのニーズになかなか応えられないでしょうし、忙しい時ほど連絡がつかないという、典型的な現象が起きるということで、今年度から、メールを基本にやり取りして下さる農家さんというのを、確認をしまして、できるところ・できないところと分かれてきた関係もあって、実際は受け入れ農家さんというのは減少傾向にあって、ここの部分は今後、生産法人さんのところが増えていきますので、てこ入れが必要かなと思っております。あとは、延べ日数の部分ですがやはり、ここ数年のコロナ影響

もあって、受け入れ農家さんのほうがそういう意味でも受け入れを、少し止めているというか、その活動が縮小傾向にあったというのがここ数年の傾向にあるのですが、やはりサポーター自身も年々増えている傾向もあって少し盛り返してきてくれたらいいなということで、徐々にではありますけども、広げているところがございます。いずれにしても、ゆるやかなサポート制度ですので、農協等とも連携して、選果場とか、そういう大口のところについても今後広めていこうかなということで、徐々にではありますけども、取り組んでいるところがございます。以上でございます。

齋藤委員： ありがとうございます。

吉川会長： よろしいでしょうか。渡辺委員。

渡辺委員： 日本政策金融公庫の渡辺です。今日は政策サイドということなので、各論には入らないでちょっと上の話をしたいと思うのですが、新規就農の件について少し聞きたいと思います。どこの市町村も就農者を増やしたいというところに軸足を置いて取り組んでいると思うのですが、私ども金融の世界から見ると若干、その増やすということにバイアスが強くかかっているなという印象を持っております。

本来はその地域に入ってもらってその場所に定着してもらって、できれば事業に成功してもらってというような、みんなにとってのいちばん理想的なシナリオなのですが、どうも見ていると、「増やす」というところに重きを置いていて、そのあとのことも本当に考えているのだろうかという事例を拝見します。これは新潟市がどうこうと言っているのではありません。これ、全国的な話なのです。当然なのですが、担い手の方ですら苦労しているいろいろな中で、新しく入ってきた方がそんな簡単にうまく行くというのは、うまく行くと思いますけど、当然ハードルが高いということが皆さん頭の中で分かっていると思うのですが、なかなか実際それは認定されている方を見るとどうなのかというと、入り口段階にまだ到達していない方、けっこう見受けられます。

今日、言いたいのは認定した方を応援するのは全然いいのですが、その就農してからの、後の話です。

これは新潟市だけではなくて、当然、県もJAも入ってやっているのですが、行政マンサイドから見ると意外と情報の断絶ですとかもあるのではないかとことは懸念していますので、今日おられる方もぜひその点については認識されたうえで、就農のサポートと、あとできれば、入口の段階で、ちょっとハードル高そうだなと思うのであればお断りするというのではないのですが、少し研修を積んでから、よりその成功

する確率を高めてから就農とか、認定していただけるといいのでないかなということ、肌感として思っています。今日はその情報提供ということでございます。以上です。

吉川会長： 今のご意見に対して事務局のほうから。

農林政策課長： ありがとうございます。やはり、そうですね。行政が支援して、就農される方もいらっしゃる、本当に行政とは関わりもなく就農されている方もいらっしゃる、そこはさまざまな方がいらっしゃるというのは認識しております。私どもの行政のほうでも今ほどご指摘にもありましたけど、そのまま始めるというより、お試しでどういう仕事をしなければならないのだとか、どういうような工程でやらなければならないのだということを実際、現場で学べるようなかたちのものを南区のアグリパークで、研修支援をやっておりまして、その中で実際の農家さんのところに行って作業したり、プロ農家さんからもその研修生を見てもらって、アドバイスなり、ご指摘なりいただいて次のステージに進むとか、もうちょっと勉強するとかいうようなかたちでのサポートをやっていきます。

また、いろいろな行政の支援事業を使って就農した方とかでも、引き続きその今ご指摘いただいた点、その後のサポートという部分でも県の普及指導センターですとか、私どもの区の産業振興課のほうも携わってサポートチームを設置して、その後の経営も引き続き見させていただいているところでございます。できるだけその経営が円滑に進むように努めていきたい、そういった体制を組んでいきたいというふうに考えております。

吉川会長： ちなみにこの79名という方ですけれども、法人に勤める方も含めて新規就農と呼んでいるわけですね。裸でいきなりこう入ってきて、というのは、ものすごく参入障壁高いと思うのですよね。機械なにかももちろん購入しなくてはいけないし、多くはおそらく、これどのくらいの割合なのですかね。法人に入って、ラーメン屋でないですけれども、まず修業して、そのあとのれん分けのようなかたちで入ってくる。

先ほど小柳委員のお話だと、いきなり田んぼをやりたいという話だと思うのですけれど、それもなかなか難しいかと思うのですけれども、そういうパターンと小柳委員がおっしゃられたような、いきなり入ってきて田んぼやりたいというパターンか、法人に入ってお勤めになるというパターン、どっちが多いのですか。

農林政策課長： 本当の、ざっくりなというのでちょっと恐縮なところもありますけれども、だいたい歴年のものを見ていると、6対4で就業、法人等に就業される方が6割、4が自営。そのうちの約

半々ぐらいが親元就農する方です。第3者継承というのは先ほど、小柳委員のお話ですが、ほぼこれまでの事例で私どもも聞きしたことがなくてですね、今後やはり第3者継承というものも支援の必要があるだろうということで支援の対象にも、まさに今年、組み込んだところもごさいます。そういった事案もぜひ教えていただきながら色々な就業タイプを進めていければと思っています。

吉川会長： ありがとうございます。そのほかごさいますでしょうか。青山委員お願いします。

青山委員： ご説明ありがとうございます。数字だけで見えてはいけないと思いつつも、今回達成ができなかった部分、さらに新しい目標がけっこう高く設定してあるものとしては環境減減のお米だと思うのですね、主食用の水稻、作付けに占める割合で。

今回、前回の達成状況に対してなぜ評価のところで減少しましたと。30年以降制度が変わったということもあるのですが、需要に応じた、たぶん、業務米の取り組みにシフトしたので、減減が減ったということなのですけれども、今後ですね、ますます業務用米にはシフトしていかざるを得ないと思うのですよね。そうしたら、ますますこちらの、5割以上の削減した栽培面積が、増える余地がないというか、見込みがなくなってしまうと思います。

一方、先ほどのご説明でSDGsとか、脱炭素とかという世の中の情勢もありつつも、生産者自身もコスト、肥料もコストを減らさないといけないので、そういう点からもこういった農薬環境に少しでも依存しない農業に、稲作にシフトしていくというのは生産者としては朗報でもあると思うのです。これですね、もうちょっと事業の充実を図っていかないと、58,000アールにはならないかと思うのですが、なにかその、もう1つドライブをかけるような施策を考えていらっしゃるのかどうかというものをお聞きしたいと思います。個人的にはやはり、技術がまだだいぶ利用されていないということと、あと販売面だと思うのです。聞くことによると有機米の需要はすごく高まっていて、買いたいという人が都市部中心には非常に多いと。そこに、たぶんその販売ももうちょっとマッチングすればそろそろ作りたいという人が必ず出てくるはずだと思うのですけれども、そういった販売面とか、技術開発の点をもう少し強化していかないと、令和12年度の目標数値には行かないのではないかなと思いますのでそのあたりの計画についてお話いただければと思います。

吉川会長： いかがでしょうか。

農林政策課長： ありがとうございます。環境負荷を低減させる取り組みの面積ということで、旧構想の5割減農薬・減化学肥料を踏襲する

ようなかたちでの目標ということで設定させていただいております。委員ご指摘のとおり、業務用米へのシフトということで全体のその米の作付面積はほぼ維持されているものの、その中の主食用米の割合が減少傾向にあるということで、その主食用米のところから従来取り組んできた、減農薬・減化学の割合が減ってきているところです。近年の、資材価格の高騰等から来る、化学肥料の低減、有機質資材の使用の流れもある中で、そういったところもまた一助としつつ、現地で堆肥の散布等々進んできています。また、近年、スマート農業の中で、農薬の散布はするのだけでも、回数を少なく、適時散布というようなかたちで回数をおさえるという取り組みを進めていくために、「脱炭素・SDGs 推進事業」に取り組んでおります。農業者の自発的な創意工夫を支援できるような事業を設けて、取り組みを進めて行こうとしており、引き続きこの施策の充実に取り組んでいきたいと考えております。

有機農業につきましては、「みどりの食料システム戦略」の有機農業の取り組みに注目が集まっているところかと認識しております。こちらのほうも市のところで農業者の方々と、農機具メーカーと一緒に新潟市 SDGs 推進協議会を昨年度、立ち上げさせていただきました。有機農業で問題になるのがやはり除草だということで、除草剤を使用せずに「抑草」、草の生えるのをおさえるための、合鴨の代わりになるロボットのようなものを試験的に導入して、その効果を見ているところです。おおむね有機農業に取り組んでおられる方に合格点をいただいています。おおむね作業量削減等について有効であるというようなお声をいただいています。この取り組みも引き続き進めていくとともに、有機農産物の販売、マッチングみたいなども食と花の推進課と協力しながら進めて行けると考えております。

吉川会長： ありがとうございます。ほかによろしいですか。農薬の話は田んぼダムやると、多面的機能支払交付金で仮払いに対してお金が出て、見附市だと、ほとんど法面の除草剤使わないで今、作付けしています。ですからまた、やはり農家さんにとってのインセンティブって絶対重要で、そこらへんうまく組み合わせていくと、いくつかの項目が上がっていくのでないかなと思いますので、工夫していただければと思います。

ほか、ないようでしたら次の報告事項に移りたいと思います。いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

報告事項②、北区農業振興地域整備計画の変更について事務局からご説明をお願いします。

北区産業振興課長： 北区産業振興課長の横木と申します。私のほうからは北区の案件1件、報告させていただきます。着座にて説明させていただきます。

資料のほうは4番になります。本案件は2アール未満の米乾燥調製施設を設置するため、用途を農用地から農業用施設用地へ変更を行うものであります。

申出者は北区太田地域を中心に水稻を作付けしてきて、近年、ご子息が経営に参画され、2年後をめどに経営継承し、併せて規模拡大に取り組む計画となっております。現在は住居・敷地内の作業場で乾燥・調製作業を行っておりますが、旧豊栄市の中心部にあり、住宅密集地のため、騒音無塵対策を考慮した施設の新增設が難しく、農地法での2アール未満の農業用施設許可不要規定にのっとり、自作地の一部を農業用施設用地へ用途変更し、米乾燥調製施設を整備するものとなっております。

以下のほうに図面、地図をつけさせてもらっております。説明は以上となっております。

吉川会長： ただ今の説明についてご質問ございますでしょうか。ないようでしたら、報告事項③、江南区農業振興地域整備計画の変更について事務局からお願いします。

江南区産業振興課長： 江南区産業振興課長の塚本でございます。私も着座にて説明をさせていただきます。まず資料5をご覧くださいと思います。

1、変更の概要についてですが、変更の種別につきましては、農業用施設用地への用途変更で2件でございます。変更概要ですが、番号1は、2、江南区鍋淵新田の452平米の農用地を用途変更し、乾燥調製施設を設置するものです。

番号2は江南区二本木の198.9平米の農用地を用途変更し、乾燥調製施設と農機具格納庫を設置するものでございます。

続いて変更理由でございます。番号1につきましては申出者は水稻の耕作と、しめ縄の生産販売を行う農業法人です。農地の集積を進める中、乾燥機の増設も必要となり、農作物の品質保持や営農上の効率を考慮して新たに乾燥調製施設を整備するものでございます。

次に番号2についてですが、申出者は水稻・梨の生産に取り組む認定農業者です。近隣離農者の水田を委託して、経営規模が拡大しており、乾燥機や農機具格納庫の増設が必要になったため、新たに乾燥調製施設と格納庫を整備するものでございます。変更箇所・位置図、および詳細図につきましては、資料の3ページから5ページにございますのでご確認下さい。

変更箇所にかかる農林水産事業実施状況ですが、現行、該当することはございません。

最後に当該変更の経過ですが、番号1は、令和5年5月17日、番号2は同じく6月15日に用途変更12条公告を完了してございます。説明は以上となります。

吉川会長： ただ今のご説明に対してご質問ございますでしょうか。よろしいですか。ないようでしたら、報告事項④、南区農業振興地域整備計画の変更について事務局からご説明をお願いします。

南区産業振興課長： 南区産業振興課でございます。着座にて説明をさせていただきます。南区農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の変更について説明いたします。資料6をご覧ください。

1、変更の概要でございます。変更の種別は農業用施設用地への用途変更が3件となっております。変更の概要については、番号1については南区清水の199平米を、農用地の用途変更し、農業用倉庫と農機具格納庫を設置するものです。

番号2については南区茨曾根の地区で、1,202平米の農用地を用途変更し、農機具格納庫と農産物加工所を設置するものです。

番号3については南区上八枚の176.3平米の農用地を用途変更し、農作業所を設置するものとなっております。変更の理由でございます。番号1については、南区清水地区において、農業倉庫と農機具格納庫を設置するものです。

申出者は水稲・果樹・花卉の複合経営を行う認定農業者です。離農者の水田を新たに受託することになり、水稲作付面積が6ヘクタールから12ヘクタールへと倍増したため、規模の拡大に伴い、新たに農業用倉庫と農機具格納庫を整備するものがございます。

番号2については、南区茨曾根地区において農機具格納庫と農産物の加工所を設置するものです。

申出者につきましては、水稲・大豆・球根・施設野菜の生産と、味噌の加工・販売、取り組む土地利用型の法人となっております。規模の拡大に伴い、新たに農機具格納庫を整備するとともに、現在、味噌の加工を行っている、農協、JAさんの共同加工所の老朽化に伴い新たに農産物加工所を整備するというものとなっております。

番号3については南区上八枚地区において農作業所を設置するものです。申出者は野菜を生産する兼業農家さんです。小須戸橋の架け替え事業に伴い、既存の農作業所の用地が買収されたため、代替えとして当該地に新たな農作業所を整備するものです。位置図および詳細図については4ページから7ページに記載のとおりでございますのでご確認をしていただければと思います。

続いて変更箇所にかかる農林水産事業の実施状況です。番号1から3、すべてについて、実施中の2つの事業の受益地として該当しており、併せて番号1・2については完了後8年未経過の事業の受益地として該当しています。事業調整の結果はそちらに記載のとおりでございます。

続いて当該変更経過でございます。番号1・2につきましては、令和5年6月21日、番号3については同年7月21日に12条公告を完了しています。説明は以上となります。

吉川会長： ただ今のご説明に対して質問ございますでしょうか。ないようでしたら報告事項⑤、「市街化調整区域における農畜産物直産直売所の認定について」、および⑥、「新潟市農畜産物直売所設置基準の緩和について」、併せて事務局からご説明をお願いします。

食と花の推進課長： 食と花の推進課でございます。資料7のほうをご覧ください。報告⑤になります。

まず1つ目、調整区域における直売所の新規認定、行いましたのでご報告となります。

1にありますように甚八農場ということで、南区に設置となっております。開設面積の基準としましては1,000平米のところ811、建物としましては200平米の基準のところ、79平米を予定しております。

2にありますように、庁内関係者との調整会議、それから農協さんとか土改さんとの農政協議会等で、確認・了承得まして、8月、昨年の4年度ですね、8月末に認定を行っております。実際にお店の開設としましては、来年の春を予定しております。現在必要な改修工事、それから準備を進めておるところでございます。

次に資料8、報告6になります。直売所の設置基準の緩和についてご覧下さい。現在、調整エリアにおける、農業者の行う直売所につきましては、現在10か所ほど、今ほどの新規認定のところも合わせて10か所ほどとなっております。本市が目指す農村エリアの振興あるいは農業所得の向上という観点から現在、基準としましては今ほども若干触れましたけど、200平米・1,000平米というところございますが、既存の店舗さんからするとうまく営業が回っているところからすると、手ぜま感もあるということで、より農業構想の新しいスタートということでもありまして、ここの部分の基準を緩和してですね、広く運営ができるようにやっぺいこうということで改正をしております。

3のところにありますように、既存の直売所が要件を満たす場合につきましては拡大する場合も面積の上限を設けずに認めていこうというものでございます。要件につきましては、あくまでも、農業振興地域ということで、そもそも開発行為が制限されているエリアでございますので、まず、新規で、現況の運営の経営状況ですとか、それから拡張後の販売計画が規模に見合うものかとかですね、それから周辺の同意が得られているかとか、そういったものは新規申請の場合と同様に、確認したう

えて認定をしていきたいと考えております。

今現在の10店舗さんのほうには、こういった基準は緩和されているので、今後は経営拡大していきたいということであれば、相談に乗りながらできれば広げていきたいなと考えております。以上でございます。

吉川会長： ただ今のご説明についてご質問ございますでしょうか。青山委員お願いします。

青山委員： 青山です。改正内容の3番です、そのところでちょっとお聞きしたいのですが、これはどのような法律が改正されたのか、市の独自の法律なのか、聞いていければと思います。それと、これは既存の直売所のみのことなのか、農家レストランとかですね。そういったものが影響するのか、増設にあたって、これは既存のところのしっかりやっているのかどうかということを見極めるということなので、問題ないと思うのですが、一方で、たぶん農振地域で農地が減ってしまうのもどうなのかなと、そのあたり理解をしておきたいなと思ってお聞きしました。

吉川会長： お願いします。

食と花の推進課長： ありがとうございます。制度的な立付としましては、あくまでも都計法上の部分のルールがございまして、いわゆる開発行為の部分につきましては、限定された日常生活に必要な部分だけは、コンビニレベルの広さとか、そういった農村エリアの生活に必要なものについてはそもそもオーケーなのですけれども、それ以外のいわゆる店舗ということになってくると、基本的には建設ができない、開発ができないという、ルールがあります。ただ、都計法上のそもそものルールの中で自分たちで要綱とルールを作って、農業者がそういった農業の活性化の視点で、農業振興の視点で直売所等を運営されるようであれば、自分たちでルールを作ってやる分にはオーケーですよということで、今、現況、1,000平米なり、200平米なりという作りの中で今、現況としてやってきたところでございます。ですので、私どものほうで自前でそういったところは様子見ながらルール作りを新たにして、田んぼの減る要因になるかもしれませんが、あくまでも農業者が自前で運営する部分には有効活用の観点からやっていきたいと思いますということで認めているというものでございます。

青山委員： ありがとうございます。都計法と、新潟市が特区だからということですか。すみません、ちょっと法律がうとくて。

食と花の推進課長： 特区とはですね、直接的には、「やや、やや」関係する部分もあるかもしれませんが、個々の自治体でそういう意味ではルール作りはできるということでございまして、実際はですね、ほかの自治体を見ますと、うちと同様なレベルで制限を設

けていないところが千葉県と横浜市ぐらいだそうです。あとはほとんど開発行為ということで、それぞれ1件1件審査をするとか、認定するとか、あるいは、私どもの従来の面積要件と同じように、大きな開発とかにならないように制限をかけているところがほとんどというところでございます。

青山委員： ありがとうございます。

吉川会長： 今のご質問の農家レストランについても同じというふうに考えてよろしいですか。

食と花の推進課長： 次の報告のところからむかかもしれませんが、農家レストランはルールが別になっています。

吉川会長： 分かりました。ほか、よろしいでしょうか。

ないようでしたら報告事項⑦、農家レストランの新規開設について、事務局からご説明をお願いします。

南区産業振興課長： 資料9をご覧ください。令和4年度市街化調整区域における新潟市の農家レストラン設置について認定件数は1件となっております。農家レストランの名称は「農園カフェ」、開設者は有限会社白根グレープガーデン、開設地は南区鷲ノ木新田981番地の1。認定日は令和4年6月21日となっております。

2ページをご覧ください。当該農家レストランの概要となっております。敷地面積につきましては999.28平方メートル。延べ床面積については179.89平方メートルとなっております。

農家レストランの認定にかかる要件、そちらに1から4までございますが、すべて満たされております。

続いて3ページのほうをご覧ください。こちらは開設の計画書となっております。使用する材料についてはすべて自社で生産された果物を使うという計画でございます。4ページについては位置図がありまして、場所については南区の北部に位置しております。5ページについて、平面図、6・7ページについては立面図のほうをつけております。8ページをご覧ください。こちらに施設の写真を付けさせていただいております。

当該施設は令和4年の7月に工事着工しまして、令和5年の2月に竣工。同年3月21日にオープンしております。座席数については屋内で23席、屋外のテラス席が24席の、合計47席となっております。現在の平均的な来客数ですが、平日で約50人から60人程度。休日になると約600人くらいの方が来られていまして、客層については若者から家族連れ、女性グループなど、幅広い世代が訪れているところでございます。

メニューにつきましてはパフェやフルーツサンド、タルトとジュース等々ありまして、その中でもですね、「まるごと！ てんこもりパフェ」というものが断トツのいちばん人気ということで、お客さんの4割から5割の方が注文されているということ

です。

そちらの写真が、右下のいちごのパフェの写真になっております。

スタッフの方に聞いたところによりますと、あまり積極的に広報はしていないということなのですが、テレビなどの取材、あとは SNS による口コミの評判が広がっているということでお客さまも順調に入ってきているということです。説明は以上でございます。

吉川会長： ただ今の説明について何かございますでしょうか。ないようでしたら、次第4、「その他」に移ります。農村集落实態調査の結果について事務局からお願いします。

農林政策課長： 農林政策課です。本日机上に配付させていただいた資料の2つになります。本日は概要だけお伝えさせていただきます。1つがちよっと厚めのものです。農村集落实態調査の結果報告という、白い表紙のものと、もう1つは、航空写真のところに緑バックで書いていますが新潟市農村集落实態調査の結果をどう読み解くかという伊藤忠雄新潟大学名誉教授の名前が入っているものです。

こちらの調査につきましては、令和4年度に農林政策課のほうで実施したものです。市内の農村集落の現状ですとか、課題を把握して、今後の施策に生かしていく、またその基礎資料とするために実施をしたものになります。

概要をお伝えいたしますと、白いページの結果報告というところの9ページをご覧になっていただきたいと思います。

市内の農村集落、どうとらえるかというものをございますけれども、農林業センサス、農林水産省が実施している集落というものがございます。市内で572あるところですけども、そのうちから平均、数値的に平均的なところを抽出したというかたちです。極端に都市化したところすとか、数軒しかない集落というところは調査対象とはせずに平均的に見ますとだいたい70戸の集落の世帯数があつて、そのうちの20戸がだいたい農家となっていると。あと、中心市街地から約15分から30分程度ちよっと離れているというところから抽出しました。

こちらのところも、その平均的なところを全部調べることは難しいところもありますので、東区と中央区を除く6つの区から1集落を選定いたしまして、その合計値ないし、得られたものを平均的に見たというような状況です。

もう1枚めくっていただきますと10ページ・11ページということで、調査につきましては集落の代表者、自治会長さんすとか、農家組合長さんへのヒアリングと11ページに記載のありますアンケート調査は、集落に住んでおられる15才以上の方を対象にアンケート調査票を送付させていただきまして、その結果

をまとめたところです。

めくっていただきまして13ページです。アンケート調査結果の「あなたご自身について」ということで年代、左側のほうに円グラフで載せておりますが、年代をお聞きしたところ、ほぼ、送付対象者と同様な回答を得られております。

もう1枚めくっていただきまして14ページですが、普段の状況ということをお聞きしますと、70戸中20戸が農家世帯というところでしたけれども、やはり自営農家だというお答えいただいたのが17パーセントということで、それ以外の世帯の方々につきましては、農業以外というようなものが主に、というような結果になっております。

18ページのところでは集落で住んでおられる方の活動場所をお聞きしています。「あなたの就業・就学先はどこですか」という問いでは、「集落内で就業・就学」という方は26パーセントということで、集落に住んでいられる方の4分の3は、集落外での活動範囲というような状況だったということです。

農業についてもお聞きしております、33ページです。農家世帯の方にお聞きしたところ、あなたの家の農業経営、今、課題となっているところはなんですかという問いにつきましては、やはり高齢化等による継続が困難かなというところですか、後継者がちょっといないのだよねというところをいただいております。

35ページの棒グラフになりますが、あなたの今後の農業経営についてお聞かせ下さいというところをお聞きしたところ、3つほど、30パーセント台の回答がありました。委託したり・現状維持・分からないというところで今後の農業経営についての不安感的なところが見えているのかなというところですか。

37ページの棒グラフのほうです。今後発展させるためには何が必要ですかという問いにつきましては、担い手など新規就農者の確保・育成というところに58パーセント、また、今、農業経営されている方での組織化ですか法人化など必要ではないかということで42パーセントということで、いずれも、やはり今後の農業経営をどうするべきかというところの回答で、その後というところに回答が多かったというような状況でございます。

43ページです、代表者のヒアリングで得られたことです。集落の人口は減少傾向にありますというところが6集落から出ました。しかしながら世帯数についてはほぼ横ばいであったということです。また、高齢者のみの世帯も増えてきているものの、子どもさんたちが集落外から休みの日だとか、親御さんのところに来ているというような状況で生活に困っているような状況はあまり見られないかなという声をいただいております。

44 ページです。集落全体で年1・2回の祭りですとか、共同作業、江浚いなどをやっております。集落の世帯の減少、今後の高齢化など続くと、今後のその共同活動の継続というところが不安かなというようなところをいただいています。

農業についてです。49 ページです。やはり、今ほどのとおり、後継者不足ということです。現在の経営の中では農業機械ですとか資材、また、資材の上昇、また、米価の低迷ということで現在の経営がやはり厳しい状況にあるというところに加えて、今後の農業経営についてちょっと不安だねというようなところをいただいています。

50 ページですけれども、今回、農村集落ということで572のうちから6集落というような抽出ではございましたけれども、見させていただく中でやはり、今後、集落、農村集落という言葉でくくってはいますけれども、農業に従事されている方の数がだんだんと減少している中で住んでいられる方については農業以外の方も多くなってきているというところで、意識ですとか課題認識なんかも、多様になってきているかなというところではあります。ただ、集落につきましては地理的な面、歴史的な面、文化的な面でも多様でありますので、地域ごとに、地域の中でまた議論していただいて、その今後の方向性を議論いただくとともに、また市のほうとしてもそういった対応について考えていかなければならないかなというようなところでまとめさせていただいております。

調査結果の概要についてはこのようなかたちで、また今回調査に全面的にご協力いただいた伊藤忠雄先生のほうからこの調査結果についての分析ということでいただいておりますので、また、ご覧になっていただければと思います。

吉川会長： ありがとうございます。ただ今のご説明について、何かご質問・コメントございますでしょうか。

私なんか東京出身なので、こういう方々の、私がもし農村に、こういう集落に家があったらなんてうれしいのだろうと思うのですが、そこを前向きに愛着を持ってたぶん住み続けると思うのですが、なかなか難しいです。

イギリスにちょっと行ったことがあるのですが、ロンドンの先生方はロンドンに住むのは「あほだ」と言っていましたけど、皆さん、小鳥のさえずりであるとか、車があまり見えないうようなところに暮らすことがステータスであって、ロンドンの中心街に住むなんて信じられないと言って大学の先生たち、皆さん2時間ぐらいかけて車で通われていること多かったのですけれど、なんでわが国は農村からどんどん人がいなくなっていくのだろうというのはちょっと私もね、田舎暮らししたいなと思っているのですけれども、なかなか難しいなというのを。

こういうアンケート調査の結果というのはすごく皆さんが何を考えているのかというのが手に取るように分かりますので、すごく重要だと思いますので、これから先もこういった情報も蓄積していただければと思います。

ほかなにかございますか。ではお願いします。

虎澤委員： 農業委員会の虎澤と申します。今の話なのですけども、今回の調査結果はおおむね平均したところを取られたということなのですけども現実にはですね、うちの集落、ビッグスワンが見える集落なのですけども、空き家もありますし、昔はこう、小学生がだいたいひと学年5・6人ぐらいいた集落なのですけども、今は全学年で5人くらいですか。75才以上が、亡くなられた方がいるのもう15人くらい。30軒しかない集落なのですけども、少子高齢化の最先端に来るような集落というところ、向かい側の杉の木のところも空き家が3・4軒ぐらいあるということで、その空き家で草がぼうぼう木が伸び放題で道路に飛び出して除雪するのも大変だというような、そういう問題も、集落も本当に新潟市の目と鼻の先にあるところでも、そういう現状になりつつあります。なかなかね、分家住宅で一緒に住んで農業してくれるような後継者がいればいいですけれども、現実にはそういうふうにはなっていない。特にね、働く場所が近過ぎるのでしょうかね、うちのところは。もう、アパートもたくさん建っていますので、もう集落にはいない。さっさと出ていく。現実のような気がします、という感想です。

吉川会長： 山奥の中山間地域の山間地の集落ではなくて、亀田のような、何も利便性にも不満がないようなところでもこうなっているのはすごく私にとっては不思議でして、すぐ行けば駅にも行けるし、ドラッグストアも近くにあるし、スーパーマーケットも近いし、なんでこういう状況になっているのかというのがちょっと私も、もう少し探っていきたいと思いますけれど。青山委員。

青山委員： 伊藤先生の分析で、もう私もすごく感じたのですが、24ページのところで、今までずっと皆さんと議論をしていて、愛着がね、農業と食に対して愛着があるということはすごい強みだと今までの資料でずいぶん説明していただきまして、その今までの結果と今回の結果のずれとかギャップが、これすごくちょっとすごくショックという部分がありました。

これ、ぜひなにか機会があればもうちょっと、なぜみんな市民としては誇りを持っているのに、農業者となるとこうなってしまうのかなというのはですね、気になっていて、ただですね、おそらく今日いらっしゃっている齋藤さんとか田中さんとか堀さんとか、女性の方とか若い方は「いや、農業すてきよ」とおっしゃると思うのですよ。なので、ちょっととても失礼な

言い方なのですけれども、今回のこのアンケートは比較的やはり日本の農家の実態であって、高齢化を含めた、高齢の方を中心としたアンケートゆえに、多少、自己肯定感が低かったのかなと思うのですけれども、やはり年齢とか、属性によっては別の結果が出てくるのかなというふうに思いますので、これはこれとして、貴重な結果だと思うのですけれども、同じような、もし機会があれば違う属性でぜひ調査をしていただいて、明るい面の農家の人がやはりちゃんと自己肯定感を持って守ろうとしているところもぜひ新潟市として打ち出していきたいなという願いを含めてコメントをさせていただきました。

吉川会長： ありがとうございます。ありますか。

杉本委員： 農村地帯はですね、実は勤めに出ている人たちも大勢いますけども、そういう人たちは特にその問題はないわけでありまして、いちばん問題は農家、農業がいちばん問題なのですね。農水省が発表しています米の10アールあたり作付け割合19,000なんぼですよ。ですけども、だいたい普通、農村地帯では2ヘクタールぐらいがほとんどですのでね、2ヘクタールだと、2かける、40万弱ですね。年間所得40万円弱ですね、農業、元気になるわけがないわけであってですね、もう後継ぎもいないのは当たり前であります。そういうものが暗い影を落とすのでないかなと思っております。当然、米農家がそういう状態ですので、新潟は米農家がほとんどですのでね、これが原因ではいかなと思っております。

吉川会長： 兼業農家の方で、お勤めされながら副収入が40万あるというような考え方はできないですかね。それにかかる労力というもの、ものすごいあるとは思うのですけど。

杉本委員： いますよね。います、います。そういう人たちは、農業、もっと作りたいとか、もっと田んぼをたくさん作りたいという、思っている人もいますよね。けども、全体で言えば非常に、その暗いムードが漂っている。もう無理かなという状態にまで追いやられていますね。

吉川会長： そのほかなにかございますでしょうか。どうぞ。

虎澤委員： 1つ、「その他」で。

今年の3月に新潟市のホームページ上に、この会議に関わる農業振興地域整備計画がホームページで公表されたかと思うのですけれども、改めてですね、この会、審議会、どういうふうにかえたらいいのかと、どういうふうなことをやるのかということをも改めて見させていただきましたら、この整備計画を審議すると。それから新潟市農業構想を審議するというような大きなこと2つ書いてありました。

ホームページの審議会のところ、農業構想に関しては部会で何回も、会議がなされていて、そうとう一生懸命、もんでき

たのにも思ったのですが、その整備計画に関しては昨年の8月に8行政区の計画案が配付されまして、時間がないので、持ち帰ってよく読んで意見を下さいというような感じだったと思うのですけれども、今年の2月に計画がどの程度、変更とかなにかあったのかなとお伺いしたところ、軽微な変更等ということでお話を受けたと思うのですが、その後、これといった説明もなくですね、計画が、案が、計画として公表された。

私は、江南区のところだけをコピーして見ていたのですけれども、できれば、公表する前に、この審議会で説明をするのか、それが時間的になれば、今ここにも新旧対照表のようなものがありましたけれども、公表する前にこれ、審議会に、赤字で変更になったところを書き換えたというか、変更点を書いたものを審議委員の皆さまに配付をしていただいて、こういうふうには公表されますので、「お目通しを下さい」と言うのが筋ではないかなと思って公表されたものを見ますので、できれば年2回というのが実際にはやっとなのか、こういう、公表される前であればもう1回正式なものができあがった時にですね、皆さんに手間をかけますけれども、寄っていただいて、説明をするとかというのがあっても良かったのではないかと、こう、思いましたので、感想といいますか、それを一言だけお願いしたいと思います。

吉川会長： 今のご意見に対して事務局のほうからありますでしょうか。

農林水産部長： ありがとうございます。昨年の農業振興地域整備計画のほうなのですが旧来、複数あったものを各区単位でまとめましょうというところで、いちばん大きな目的というのは中身の整備計画自体が、大幅に変わるというものではなくて、今までばらばらだったものを区単位で一つにまとめましょうというのがいちばん大きなこと。それに伴って電算システムの導入であったりとか、利便性の向上であったりとかという、細かなところは、事務的なところの改善はあったのですが、整備計画、それ自体でいけば、先ほど虎澤委員のほうからありましたとおり、軽微の変更というところが多かったのも事実です。その一方で、どこまでこの審議会の場で議論いただくのか。その軽微な変更まで含めてということと、その昨年8月の段階でこういうふうには動いておりますという報告をさせていただいたかと思うのですが、そのあとどういうふうになってくかというものもちょっと検討の余地があるのかなと。ただ、法定的な手続きというものと、あとは県と、協議、報告事項という対応もありまして、4月に間に合わせたいというのも、1つ、それで、新年度から新しい運用でやりたいというものもありましたので、そこはまたどういうやり方がいいのか、審議会の場がいいのかということもありますし、昨年度の我々の都合だけで申せば、農

業構想というところも1つ重要なポイントだったと。むしろ、そちらのほうが新しく作り直すと。対して整備計画は既存のものを1つ、区単位にまとめるというところが大きかったのもあると。これは我々の言い訳になりますが、そういうところもあったところでございます。

虎澤委員： 本当に報告だけ位だけでもあったほうが良かったのではないかと思っただけですので、次からよろしくお願ひしたいと思います。

吉川会長： よろしいでしょうか。ほか、ございますか。それでは予定されていた議事はすべて終了いたします。会の進行を事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

司 会： 吉川会長におかれましては円滑な会議のご進行をいただきましてありがとうございます。

また、委員の皆さまにおかれましても活発なご議論いただきまして大変ありがとうございました。

それでは本日の会議、審議会のほうは終了いたします。お疲れさまでございました。ありがとうございました。